

八尾市キャッシュレス決済端末等導入業務仕様書

1 委託業務名

八尾市キャッシュレス決済端末等導入業務委託

2 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

※なお、キャッシュレス決済の運用開始日は令和5年10月からを想定しています。
※業務の目的が適切に実現され、良好な実施が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後3年間程度は、公募によらず再度契約をすることができるものとします。

ただし、翌年度の再契約の可否については、委託期間中の業務の実施状況等を基に決定いたしますが、翌年度の予算の成立内容により、契約内容が変更となる場合があります。

3 履行場所

大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所内

4 趣旨

本業務では、本市における証明書等発行窓口での支払い方法のキャッシュレス化を推進し、市民の利便性向上及び感染症の流行時における感染抑制や現金取り扱い機会の減少による公金取り扱いの安全性向上等を一体的に推進することを目的とする。

5 業務内容

(1) キャッシュレス決済端末(以下、「決済端末」という。)の調達

ア 納入期限

令和5年9月21日(木)まで

(なお、上記納入期限は実際に本市窓口で稼働する実機の導入時期であり、デモ機等を用いる場合の研修等は、上記納入期限に依らず、その実施時期については市と協議するものとします。)

イ 設置場所

八尾市役所本庁舎(八尾市本町一丁目1番1号)内の以下の窓口に設置する。現状のレイアウトについては、参考資料1を参照のこと。

設置場所	窓口数	設置数	機器の構成
市民課	2	2台	オールインワン型決済端末
市民税課	1	1台	オールインワン型決済端末
資産税課	1	1台	オールインワン型決済端末
納税課	1	1台	オールインワン型決済端末

※いずれも市役所内での使用

ウ 調達機器

A 共通事項

- ①調達する決済端末は全て新品または同等の品とする。
- ②決済端末本体は運用開始から2年程度は納入した機種の入替えを行うことなく、安定的な稼働ができるものであること。
- ③調達する決済端末は、誰にでも取り扱いやすく、品番がある場合には最新の機種またはそれと同等の機種であること。
- ④構築に際し必要となるソフトウェア及び付属品等(消耗品以外の備品)は受託者が用意することとし、本提案の提案金額にそれらを含めること。

B 決済端末に関する要件

オールインワン型決済端末 (決済端末)	<ol style="list-style-type: none">①クレジットカード、電子マネー及びQRコードが一つの決済端末で決済可能であること。②現金決済も可能であること。(③と連動) (なお、決済端末に現金ドロワー機能は含みません。)③決済端末がレジPOS機能を内蔵した一体型であるもの、または決済端末とは別にPOS機能を有する外付け端末等と決済端末がアプリ等により連動しているもの。④決済端末にレシート機能を内蔵し、または外付け端末と連動してレシートを発行できるものであって、レシートロール紙は市販製品であること。なお、レシートロール紙の取り扱いに関しては、提案に含めることも可とする。⑤クレジットカード用のPINコード入力用ボタンは、決済端末と一体型であること。
------------------------	---

(2) 決済端末の初期設定・設置・保守運用

- ア 決済端末の初期設定作業に係る費用(各種キャッシュレス決済に対応する為の設定費、備品費及びアプリ等のインストール費用等)はすべて提案金額に含めること。
- イ キャッシュレス決済が可能である旨及び対応決済ブランドの標識等は、原則として、受託者またはキャッシュレス決済事業者の負担で用意すること。
- ウ 導入後のランニングコスト(保守等を含む決済端末の月額利用料等。ただし決済手数料等は除く。)について、すべて提案金額に含めること。
- エ 決済端末の作動に係る通信ネットワークの設定登録を含むインターネット通信費用(SIM回線等の月額使用料)もすべて提案金額に含めること。
- オ 決済端末導入後に発生する追加の費用(決済端末の更新料や決済端末のバッテリー交換費用等が生じる場合など)は、想定できる範囲で提案に含めること。

(3) 指定納付受託業務

ア 指定納付受託業務の対象となる主な収入(窓口での証明書の交付件数)

窓口	証明書等の種類	手数料	令和4年度実績(暫定※)	
			件数(件)	金額(円)
市民課	現在戸籍全部・一部事項証明書 (戸籍謄抄本)	450円	14,874	6,693,300
	改製原戸籍全部・一部事項証明 (原戸謄抄本)	750円	4,325	3,243,750
	除籍全部・一部事項証明書 (除籍謄抄本)	750円	3,268	2,451,000
	戸籍届出の受理証明書	350円	1,520	532,000
	戸籍届出書の写し	350円	322	112,700
	住民票・除住民票等の写し	300円	46,479	13,943,700
	印鑑登録証明書	300円	22,262	6,678,600
	身分証明書	300円	2,101	630,300
	戸籍附票・除附票等の写し	300円	1,408	422,400
	住民票記載事項証明書	300円	811	243,300
	独身証明書等、その他諸証明	300円	400	120,000
市民税課	個人市民税・府民税証明書	300円	17,602	5,280,600
納税課	納税証明書	300円	3,901	1,170,300
資産税課	評価証明書・公課証明書	-	4,856	2,237,100
	その他の証明	300円	67	20,100
	家屋平面図	300円	181	54,300
	住宅用家屋証明書	1300円	1,239	1,610,700
令和4年度証明書取扱金額合計				45,444,150

※令和4年度決算前の金額となるため、多少の誤差が出る前提の数字です。

※上記表には含まれない証明書等も一部存在する場合があります。

イ 指定納付受託の方法

- ①本市は、本業務を受託する者を令和4年1月4日から施行された改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者(以下、「受託者」という。)に指定する。
- ②納付方法は、受託者が納入義務者等に代わり、立替払をする「立替払方式」であること。
- ③受託者は、キャッシュレス決済による交付手数料等の立替金(以下、「立替金」という。)を、契約書で定める集計期間ごとに集計し、契約書で定める期日までに、本市指定の口座に納付すること。ただし、納付期限が金融機関の休日等の場合は、納付期限を金融機関の翌営業日まで延長することができる。
- ④上記③に定める集計期間は1カ月以内とする。ただし、各月の締日を月2回に設定することも可とする。これらの場合において、集計期間が地方

自治法第208条第1項に規定する会計年度を超えることはできないものとする。

- ⑤立替金は、納入義務者等が選択するキャッシュレス決済の支払種別を問わず、一括して市に納付することとする。
- ⑥各月ごとの立替金の内訳明細(原則、端末の号機ごと)及び取扱手数料の明細等を入金予定日の5営業日程度前までに発行し、本市がデータにより確認または本市に提供できるようにすること。なお、データの提供方法については、提案に含めることとする。
- ⑦上記②に定める立替払は、本市が利用者に対して有する債権について受託者が買い取るものではない。
- ⑧受託者は、上記に定める納付について、正当な理由がなく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込を行うべき金額に契約書に定める割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。
- ⑨上記⑤の際、市の口座に立替金を納付する際における振込手数料の取り扱いについては、受託者が負担することとする。

ウ キャッシュレス決済手数料

- ①受託者は、契約書で定める集計期間毎に立替払により納付した交付手数料等の集計を行い、当該交付手数料等に契約書で定めるキャッシュレス決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として設置場所ごとの明細を添えて本市に請求するものとするが、事務の効率化を達成するため、提案内容として、立替金とキャッシュレス決済手数料を相殺した後の金額(実際に入金する額)を市に納付する方法(繰替払)を可とする。
- ②決済種別、ブランド毎の決済手数料率(消費税の課税/非課税を記載すること)を提案すること。また、全ての決済種別を一律の同率にて提案することも可とする。
- ③決済手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てることとする。
- ④各決済の実施において、決済手数料とは別にトランザクション費用が発生する場合は、その旨を記載すること。

エ キャッシュレス決済対応ブランド

各決済方法について、次に掲げる決済ブランドに対応することとし、その他のブランドについては提案によるものとします。また各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行(またはその補助)することを求めます。

クレジットカード	VISA・JCBを含む3種類以上
電子マネー	交通系ICカード※を含む3種類以上 (ポストペイ、チャージ型いずれも含む)
コード決済	PayPayを含む5種類程度

※交通系ICカード(PiTaPaは除く)は、まとめて1種類として取り扱う。

(4) 研修・サポート、独自提案

ア 操作に係る研修

機器等の操作研修を運用までに指定する場所において実施すること。実施スケジュールおよび実施方法については、本市と受託者の間で協議のうえ決定する。

イ サポート体制

- ①本稼働開始時初日は、機器が正常に稼働するか、原則立会を行うこと。
- ②原則として、障害発生時の一次コールを1つの窓口に統一すること。
- ③一次コール・サポートデスク等の連絡先はシールまたは付属品等により納入機器と一緒に納品すること。
- ④ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、抜本的な機能の追加（既存にはない新たな決済手法の新設等）を除き、無償対応できること。
- ⑤マニュアルやバックアップ方法等の取扱い説明書を市が指定する方法により納品すること。
- ⑥その他サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。

ウ その他

- ①導入後に発生する費用がある場合(更新料等)についても、提案に含めること。ただし、令和6年度以降に生じるコストは予定額とし、その決定にあたっては、本市と受託者の間で協議を行うこととする。
- ②平日以外の開設(※本市は、平日の8時45分から17時15分までの開庁の他、毎月第2日曜日や不定期で、休日開庁(休日開庁の運用時間は9時から16時の間)を実施しているため、一部窓口において平日以外の運用時間も発生するものとする)において故障・不具合があった場合のサポート体制や必要となる保守契約の詳細についても提案に含めること。
- ③正常な使用をしている中で発生した機器の修理等について、修理が当日中に完了しない場合には、受託者において代替機等を用意すること。
- ④不正利用に対する対策及び補償制度について、提案に含めること。
- ⑤上記に定めるもののほか、市民の利便性の向上及び業務の効率化に有用・有効な独自提案があれば、これを提案することも可とする。

6 納入物

①	決済端末	一式
②	マニュアルまたは取扱い説明書	4部
③	業務完了報告書	1部
④	その他	キャッシュレス決済の掲示物等

7 実施体制

- (1)受託者は、本業務の実施に当たって、業務全体を総括する責任者(以下、「責任者」という。)を配置すること。
- (2)受託者は、本業務又は本業務に関連する事項について、本市から依頼又は問い合わせのあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。

- (3)受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者(責任者を含む)の連絡先を明記した実施体制表を、本契約締結時に提出することとする。なお、人事異動等のやむを得ない理由により体制を変更する場合は、従前の担当者と同等程度の技術を有することを示す資料を提示し、事前に市の承認を得ること。

8 本業務における留意事項

- (1)受託者は、仕様書および関係法令等を遵守し、市と連絡を密にして業務の進捗を図ることとし、本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識と経験を有していること。
- (2)本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、その為に機密保持に関して必要な措置をとるものとする。
- (3)個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び八尾市情報セキュリティ対策基準に準拠することとする。
- (4)本業務におけるマニュアル等の成果物にかかる著作権(受託者が本業務の従前より保有している著作物の著作権を除く。)は、市が保有するものとする。
- (5)本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認められない。ただし、本業務の主要な部分に該当しない一部の業務を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得ることとする。なお、決済端末に係る機器の納入に関しては、前述の再委託には該当しないため、書面による報告は不要とする。
- (6)作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、市と受託者が協議してこれを決定するものとする。なお、当該作業にて発生した経費は原則、受託者の負担とする。
- (7)本業務の実施にあたり、受託者の責に帰すべき事由による債務不履行に起因して市が損害を被った場合、市は受託者に対し、当該損害の直接の原因となった作業の契約金額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、受託者の責に帰することができない事由から生じた損害、または受託者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について、受託者は、その賠償責任を負わないものとする。
- (8)その他、仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義や変更が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、それを決定するものとする。
- (9)市及び受託者は、この契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとする。また、この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。